

原材料費・エネルギー費・物流費の価格転嫁事例集

【事例集発行の目的】

弊会では、円滑な価格交渉・取引適正化推進のために、原材料・エネルギー・物流の価格と増減が一目でわかるコスト指標ツールを開発・情報提供致しております。このたびは、弊会会員各社と仕入先様で実践されている具体的な価格転嫁の事例を取り纏め致しましたので、コスト指標ツールと合わせてご活用頂ければ幸甚です。追加希望の事例や分かりづらい点がございましたら、改善を致しますので、ご意見お寄せ頂けますと幸いです。

【目次】

1. 価格転嫁に際しての注意事項
2. 価格転嫁額見積りの業務フローと価格転嫁方法
3. 費目別の価格転嫁事例
 - 3-1. 原材料費
 - 3-2. エネルギー費 ①電気代 ②ガス代
 - 3-3. 物流費 ①国内トラック便 ②海外コンテナ便
4. 原材料の価格転嫁に関する参考情報

一般社団法人 日本自動車部品工業会
総務委員会 取引適正化タスクフォース

1. 価格転嫁に際しての注意事項

価格転嫁を進めるに際しては、各種の法令に従って対応する必要があります。

特に、注意すべき事項を以下に例として記しますので、参考にしてください。

1. 仕入先から、各種エビデンス（例：原材料の仕入価格、電力の使用量、ガスの契約料金等）を入手する場合は、仕入先の意向に反して無理に開示を要求することのないよう、また、仕入先と該当事業者間の守秘義務契約を十分に確認したうえで、注意深く対応願います。

< 法令違反となる行為の例 >

仕入先と電力会社間で契約内容に関する守秘義務契約が締結されているにも関わらず、仕入先に対し、契約料金の開示を要求する事。

2. 下請法が適用される取引で、一時金で遡及精算する場合、下請法上、親事業者は給付の受領日（=納入日）から起算して60日以内のできるかぎり短い期間内に定めた支払期日までに下請代金を全額支払わなければならないとされていること（いわゆる「下請法60日ルール」）にご注意をお願いします。

< 法令違反となる行為の例 >

下請法対象仕入先に対し、電力代の高騰分につき、1～6月の変動総額を12月（納入月の6～12カ月後）に遡及して支払う事。
→1月の納入分は、2月末（30～60日）までに遡及精算する事が必要。

3. 複数社において価格転嫁事例を用いて、転嫁のやり方を相談、合意することはカルテルの恐れがあるので、ご注意ください。

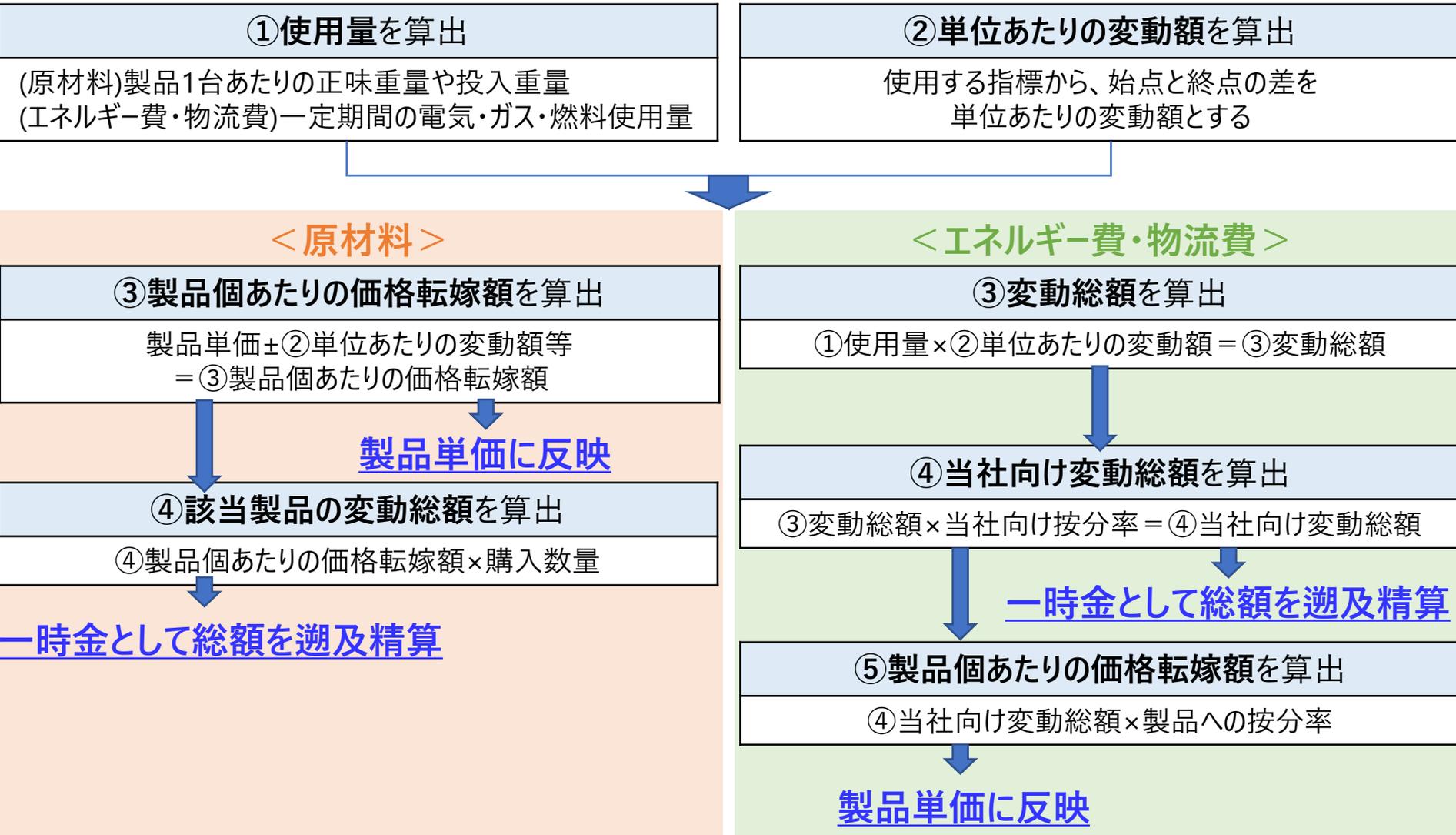
< 法令違反となる行為の例 >

複数社で価格転嫁のやり方を相談して、同じやり方で実施すること。

4. 会員企業と仕入先との価格改定協議、決定は個社間で実施するもので、部工会として関わるものではありません。

2. 価格転嫁額見積もりの業務フローと価格転嫁方法

- ・以下に、一般的な「価格転嫁額見積もりの業務フロー」と「**価格転嫁方法**」を示しています。
- ・「3.費目毎の価格転嫁事例」は、この流れに沿って記載されています。



3. 費目別の価格転嫁事例

3-1. 原材料費：（代表例として鉄鋼材を記載）

① 使用量を算出

一般的には、以下の2通りの方法で算出

1. 製品1台あたりの正味重量
2. 歩留まりを考慮した投入重量
(例：正味重量×1.2)

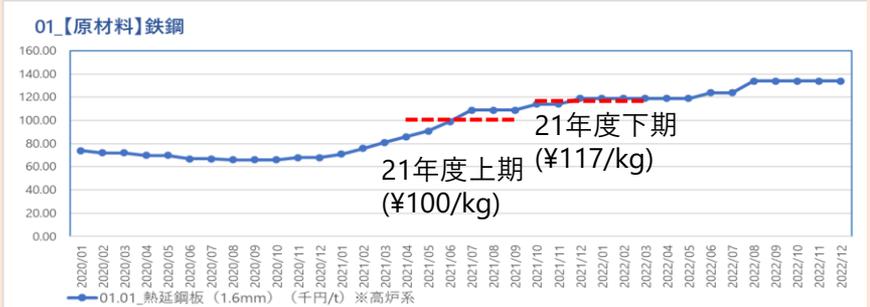
【事例】投入重量240g
(正味重量200g×1.2)

② 単位あたりの変動額を算出

<Point>「使用する指標」「始点と終点」を取引先と協議のうえ決定例)

- ・指標：日本自動車部品工業会のコスト指標から引用
- ・始点：前月、前四半期、前期、前年 等
- ・終点：当月、当四半期、当期、当年 等

【事例】熱延鋼板1.6mmの日刊産業新聞指標
 ・起点：21年度上期平均 ・終点：21年度下期平均



<Point> 単位あたりの変動額：始点と終点の差
【事例】 +17円/kg=(21下 117円-21上 100円)

③ 製品個あたりの価格転嫁額を算出

製品単価±②単位あたりの変動額等
 = ③製品個あたりの価格転嫁額

<Point>金属材料については、歩留まりを考慮した投入重量で見積もりをする場合、変動総額からスクラップ売却相当額を減額する方式を採用している場合があります。

【事例】

- ・投入重量240g × 17円/kg = 4.08円/台 (ア)
- ・スクラップ売却額 40g×5円/kg=0.2円/台 (イ)
- (ア) - (イ) = 3.9円/台
- ・21下：80円/台 → 22上：83.9円/台

製品単価に反映

④ 該当製品の変動総額を算出

④製品個あたりの価格転嫁額×購入数量

【事例】

- <精算時期> 22年4月
- <精算額> 3.9円/台 × 21下の購入数量30,000台 = 117,000円

一時金として総額を遡及精算

※下請法60日ルールに注意

3. 費目別の価格転嫁事例

3-2. エネルギー費：①電気代

①使用量を算出

仕入先での全使用量から算出

【事例】22年度上期の電力使用量（単位：kWh）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	半期計
198,287	200,986	182,935	198,986	212,795	219,824	1,213,813

《影響額算出に関する注意事項》 仕入先から電力量や電力単価が記載された請求書入手する場合は、仕入先と電力会社間での守秘義務契約を十分に確認したうえで、注意深く対応願います。

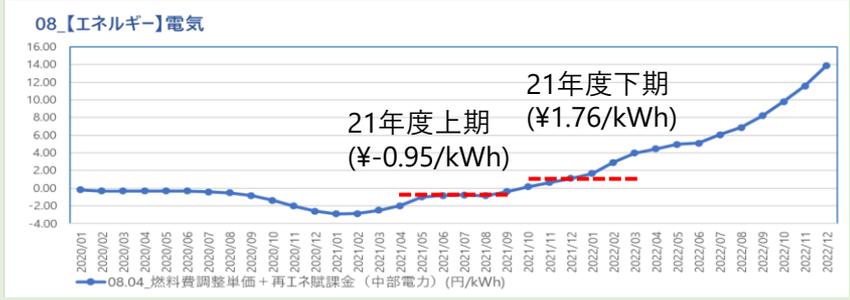
②単位あたりの変動額を算出

<Point>「使用する指標」「始点と終点」を取引先と協議のうえ決定例)

- ・指標：日本自動車部品工業会のコスト指標から引用
- ・始点：前月、前四半期、前期、前年、価格が安定していた時期等
- ・終点：当月、当四半期、当期、当年等

【事例】中部電力の燃料調整単価 + 再エネ賦課金

・起点：21年度上期平均 ・終点：21年度下期平均



<Point>単位あたりの変動額：始点と終点の差

【事例】 + 2.71円/kWh = (21下 1.76円 - 21上 -0.95円)

③変動総額を算出

①使用量 × ②単位あたりの変動額 = ③変動総額

【事例】 ①1,213,813kWh × ②2.71円/kWh = ③3,289,433円

④当社向け変動総額を算出

③変動総額 × 当社向け按分率 = ④当社向け変動総額

<Point> 売上・重量・個数などで按分

【事例】 重量で按分

	半期重量(Kg)	重量比率
当社	3,000	42.9%
B社	1,500	21.4%
C社	2,500	35.7%
計	7,000	100%

③3,289,433円 × 42.9% = 1,411,166円

一時金として総額を遡及精算

※下請法60日ルールに注意

⑤製品個あたりの価格転嫁額を算出

④当社向け変動総額 × 製品への按分率

<Point> 売上・重量・個数などで按分

【事例】 重量で按分

品番	半期重量 (Kg)	重量比率	③変動総額 × 重量比率	半期個数	個あたり変動額(円)	現行単価(円)	個あたり転嫁額(円)
i	1,600	53.3%	752,622	500,000	1.51	50	51.51
ii	500	16.7%	235,194	600,000	0.39	70	70.39
iii	700	23.3%	329,272	200,000	1.65	40	41.65
iv	200	6.7%	94,078	500,000	0.19	80	80.19
	3,000	100%	1,411,166	1,800,000			

製品単価に反映

3. 費目別の価格転嫁事例

3-2. エネルギー費：②ガス代

①使用量を算出

仕入先での全使用量から算出

【事例】22年度上期のガス使用量（単位：m3）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	半期計
54,394	49,588	52,948	49,586	54,939	52,938	314,393

《影響額算出に関する注意事項》 仕入先からガス使用量やガス単価が記載された請求書入手する場合は、仕入先とガス会社間での守秘義務契約を十分に確認したうえで、注意深く対応願います。

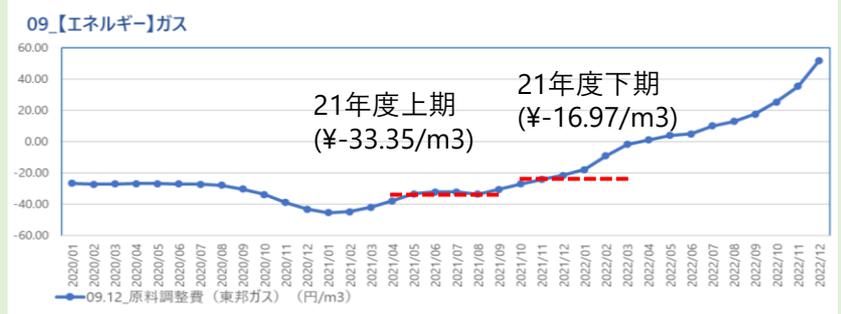
②単位あたりの変動額を算出

<Point>「使用する指標」「始点と終点」を取引先と協議のうえ決定例)

- ・指標：日本自動車部品工業会のコスト指標から引用
- ・始点：前月、前四半期、前期、前年、価格が安定していた時期等
- ・終点：当月、当四半期、当期、当年等

【事例】東邦ガスの原料調整費

- ・起点：21年度上期平均
- ・終点：21年度下期平均



<Point> 単位あたりの変動額：始点と終点の差

【事例】 +16.38円/m3 = (21下 -16.97円 - 21上 -33.35円)

③変動総額を算出

①使用量×②単位あたりの変動額 = ③変動総額

【事例】①314,394m3 × ②16.38円/m3 = ③5,149,757円

④当社向け変動総額を算出

③変動総額×当社向け按分率 = ④当社向け変動総額

<Point> 売上・重量・個数などで按分

【事例】売上で按分

	半期売上(円)	売上比率
当社	50,000	50%
B社	20,000	20%
C社	30,000	30%
計	100,000	100%

③5,149,757円 × 50% = 2,574,879円

一時金として総額を遡及精算

※下請法60日ルールに注意

⑤製品個あたりの価格転嫁額を算出

④当社向け変動総額×製品への按分率

<Point> 売上・重量・個数などで按分

【事例】売上で按分

品番	半期売上(円)	売上比率	③変動総額×売上比率	半期個数	個あたり変動額(円)	現行単価(円)	個あたり転嫁額(円)
i	30,000	60.0%	1,544,927	500,000	3.09	50	53.09
ii	10,000	20.0%	514,976	600,000	0.86	70	70.86
iii	5,000	10.0%	257,488	200,000	1.29	40	41.29
iv	5,000	10.0%	257,488	500,000	0.51	80	80.51
	50,000	100%	2,574,879	1,800,000			

製品単価に反映

3. 費目別の価格転嫁事例

3-3. 物流費：①国内トラック便

①使用量を算出

仕入先でのトラック燃油量を算出

【事例】

- 車格：4t（燃費4.5km/L）
- 走行距離：170km/車
- 手配車数：1車/日
- 積載条件：弊社・他社A・B混載

燃油量 (L/車) = 170km ÷ 4.5km/L = 37.8L

②単位あたりの変動額を算出

<Point>「使用する指標」「始点と終点」を取引先と協議のうえ決定例)

- 指標：日本自動車部品工業会のコスト指標から引用
- 始点：前月、前四半期、前期、前年、価格が安定していた時期等
- 終点：当月、当四半期、当期、当年等

【事例】中部地方のトラックサーチャージ（軽油）

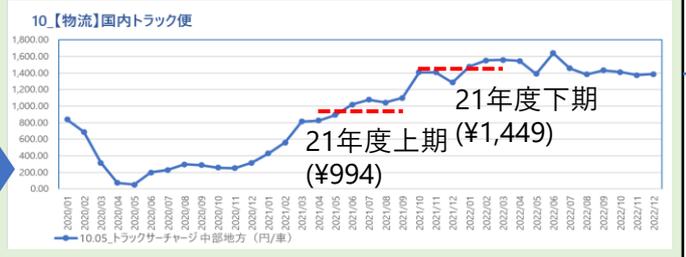
例) 基準価格 = 21上期平均¥126/L 21下期平均 = ¥138/L

サーチャージ = (軽油価格 - 基準価格) × ①燃油量

= (138.36 - 126.31) × 37.8 = 455円/車

・起点：21年度上期平均 ・終点：21年度下期平均

コスト指標ツールでサーチャージを自動計算可能



<Point>単位あたりの変動額：始点と終点の差

【事例】 +455円/車 = (21下 1,449円 - 21上 994円)

③変動総額を算出

②単位あたりの変動額 × 半期車数 = ③変動総額

【事例】 ①455円/車 × ②120車 (1車/日 × 120日 ※) = ③54,606円

※半期 = 稼働日20日/月 × 6か月 = 120日

④当社向け変動総額を算出

③変動総額 × 当社向け按分率 = ④当社向け変動総額

<Point> 体積・個数・売上・重量などで按分

【事例】体積で按分

	平均体積(m3)	体積比率
弊社	15	50%
A社	6	20%
B社	9	30%
計	30	100%

30% 20% 50%

③54,606円 × 50% = 27,303円

一時金として総額を遡及精算

※下請法60日ルールに注意

⑤製品個あたりの価格転嫁額を算出

④当社向け変動総額 × 製品への按分率

<Point> 個数・体積・売上・重量などで按分

【事例】個数で按分

品番	半期個数	個数比率	③変動総額 × 個数比率	半期個数	個あたり変動額(円)	現行単価(円)	個あたり転嫁額(円)
i	50,000	27.8%	7,584	50,000	0.2	50	50.2
ii	60,000	33.3%	9,101	60,000	0.2	70	70.2
iii	20,000	11.1%	3,034	20,000	0.2	40	40.2
iv	50,000	27.8%	7,584	50,000	0.2	80	80.2
	1,800,000	100%	27,303				

製品単価に反映

3. 費目別の価格転嫁事例

3-3. 物流費：②海外コンテナ便

①使用量を算出

仕入先でのコンテナ使用本数を算出

【事例】

- ・ルート/サイズ：香港→横浜・40フィート
- ・手配数：80本/半期（21下期）
- ・積載条件：弊社・他社A・B混載
 弊社：4品番混載（品番i・ii・iii・iv）

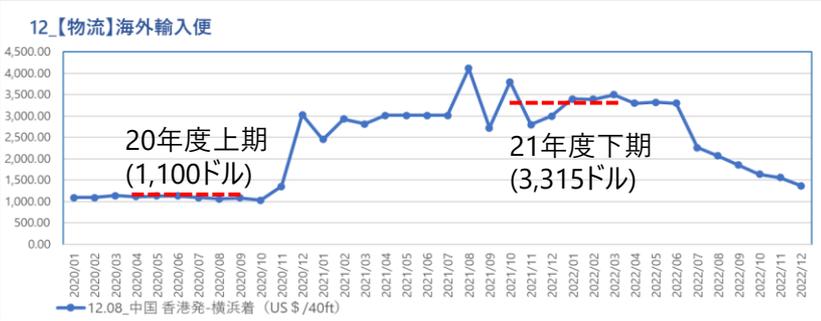
②単位あたりの変動額を算出

<Point>「使用する指標」「始点と終点」を取引先と協議のうえ決定例)

- ・指標：日本自動車部品工業会のコスト指標から引用
- ・始点：前月、前四半期、前期、前年、価格が安定していた時期等
- ・終点：当月、当四半期、当期、当年等

【事例】香港→横浜の40ftコンテナ費用

- ・起点：20年度上期平均
- ・終点：21年度下期平均



<Point>単位あたりの変動額：始点と終点の差

【事例】 20年度平均 = 105.8円/ドル、21年度平均 = 108.8円/ドル
 + 244,292円/コンテナ = (21下 360,672円 - 20上 116,380円)

③変動総額を算出

②単位あたりの変動額×半期コンテナ数 = ③変動総額

【事例】 ②244,292円 × ①80本 = ③19,543,360円

④当社向け変動総額を算出

③変動総額×当社向け按分率 = ④当社向け変動総額
 <Point> 体積・個数・売上・重量などで按分

【事例】 体積で按分

	平均体積(m3)	体積比率
弊社	33	50%
A社	13	20%
B社	20	30%
計	66	100%

30% 20% 50%

③19,543,360円 × 50% = 9,771,680円

一時金として総額を遡及精算
 ※下請法60日ルールに注意

⑤製品個あたりの価格転嫁額を算出

④当社向け変動総額×製品への按分率
 <Point> 体積・個数・売上・重量などで按分

【事例】 体積で按分

品番	平均体積 (m3)	体積比率	③変動総額 × 体積比率	半期個数	個あたり変動額(円)	現行単価(円)	個あたり転嫁額(円)
i	15	45.5%	4,441,673	500,000	8.9	50	58.9
ii	5	15.2%	1,480,558	600,000	2.5	70	72.5
iii	10	30.3%	2,961,115	200,000	14.8	40	54.8
iv	3	9.1%	888,335	500,000	1.8	80	81.8
	33	100%	9,771,680				

製品単価に反映

4. 原材料の価格転嫁に関する参考情報

1. 鉄鋼材における集中購買価格と市場価格の乖離への対応事例

- ・仕入先の自己調達価格の変動が、集中購買価格の変動よりも大きくなっている場合は、自社の集中購買対象外の類似材の購入価格等を参考にしながら、仕入先の調達力を踏まえ、真摯に協議のうえで、変動額を合意している。
- ・仕入先と協議のうえ、材料を有償支給に切り替えているケースもある。

【参考】詳細は、経産省 自動車産業適正取引ガイドラインを参照ください (https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline/02_automobile.pdf)

2. 樹脂材における従来からの変動ルールと近年の市場価格の乖離への対応事例

- ・樹脂材の構成材料は主にナフサの為、従来から樹脂材はナフサ市況に連動して改定【図1】

【図1】代表的な樹脂材の主原料構成

PP-2	ポリプロピレン (85~90%)	重合ゴム 10~15%	←いずれもナフサ材に 直下の素原料
PP-3	ポリプロピレン (75~80%)	重合ゴム 20~25%	

※添加剤は1%未満

- ・しかし近年、ナフサと樹脂材の市況変動の乖離が大きい【図2】

< 乖離の背景 >

- ・自動車業界(占有率10%)に加え、食品業界(占有率40%超)で需要は強固
- ・コスト重視で一時的に海外材を活用したが、品質・為替変動により国内材に回帰
- ・政府主導のプラントダウンサイジングで供給量低下



- ・従来のナフサ変動ルールに加え、実際の樹脂材市況変動を踏まえた新たな変動ルールも策定し、仕入先と協議している。

【図2】ナフサと樹脂材の市況変動

